

**地下水利用システム事業プロポーザル  
募集要項**

**地方独立行政法人新小山市民病院  
事務部経理課**

## 1 趣旨

地下水の飲料水化と災害時のライフラインの確保を図るため、新病院敷地内に、井戸揚水設備と汲み上げた地下水を浄化して利用するシステム（以下「地下水利用システム」という。）を設置する。

事業者の選定は「公募型プロポーザル方式」により行い、そのために必要な手続等について、以下のとおり定める。

## 2 公募期間

平成27年 5月 14日（木）から平成27年 5月 25日（月）まで

## 3 募集事業の概要

### (1) 事業名

地下水利用システム業務

### (2) 事業内容

事業者は、当院が指定する新病院敷地の一部に当該システムを設置し、別に定める基準を満たした上で当院に地下水を供給する。また、当院と協議の上、事業に必要な保守管理を行う。

なお、設備の設置及び運用に係る全ての経費は事業者の負担とする。

### (3) 予定事業期間

平成28年 1月 1日の給水開始日から15年間

### (4) 事業実施場所

栃木県小山市大字神鳥谷2251番地1  
地方独立行政法人新小山市民病院（新病院）

## 4 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り応募することができます。

- (1) 地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成25年4月1日規程第51号。以下「契約規程」という。）第4条第1項に定める契約締結能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 契約規程第4条第4項に規定する競争入札に参加させないことができるとされた者でないこと。
- (3) 受託にあたり、必要な許可および免許等を有すること。
- (4) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (5) 国および地方自治体等の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中もしくは再生手続中でないか、又は会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て中もしくは更生手続中でないこと。ただし、民事再生法の規定による再生計画または会社更生法の規定による更生計

画について裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 栃木県内若しくは関東近郊に本社（本店）又は営業所等が所在する者であること。
- (9) 過去3年間に、年間給水量が52,000m<sup>3</sup>以上且つ300床以上の病院において当該業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を2件以上有するものであること。
- (10) 平成27・28年度小山市物品購入等入札参加者資格（業種分類 E9 その他の物品）の申請を済ませ、名簿に搭載されている者であること。なお、搭載されていない者で本プロポーザルへの参加を希望する者は、~~参加申請書類の提出の日までに小山市役所管財課において随時による登録申請を済ませておくこと。~~小山市役所所定の入札参加者資格の申請書類一式を、本プロポーザル参加申請書類の提出の日に、プロポーザル参加申請書類と併せて提出すること。その際、小山市役所と当院が要求する書類が重複するものは、その一方の提出を免除する。(H27.5.18改訂)
- (10) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たすものであること。

## 5 参加資格審査

本プロポーザルに参加する場合は、別添の「地下水利用システム業務の募集に係る条件等」及び「設備要求事項」並びに「企画提案要領」を熟読のうえ、次に掲げる書類をすべて提出すること。(各1部)

- (1) 参加申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 法人税、消費税および地方消費税について、未納の税額がないことを証明する納税証明書（税務署様式その3またはその3の3）
- (4) 法人・商業登記現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書
- (5) 直近決算の財務諸表類（貸借対照表、損益計算書等）または公認会計士や監査法人による監査報告書の写し
- (6) 会社概要書（様式任意）
- (7) 国内病院における導入実績書（様式任意）
- (8) 小山市への入札参加資格者登録を済ませていることを証する資料（写し）

## 6 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果の通知は、平成27年5月27日（水）までに応募者それぞれに通知する。審査を通過した者は企画提案書類を提出すること。

## 7 企画提案書類

次の企画提案書類を提出すること。

### (1) 企画提案書 10部

(提案項目については、企画提案要領を参照)

## 8 企画提案書の提出方法および期限

平成 27年 6月 4日 (木) 17時までに、持参により提出すること。

## 9 各書類の提出先

栃木県小山市若木町一丁目1番5号

地方独立行政法人新小山市市民病院

事務部経理課 用度係 本田

TEL 0285-21-3808

FAX 0285-21-3081

E-Mail [ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp](mailto:ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp)

## 10 質問および回答

質問がある場合は、質問書(様式第3号)を下記により提出すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出方法 担当者宛 E-Mail または FAX による。

(2) 受付期間 公示の日から平成 27年 6月 2日 (火) 17時まで。

(3) 回答方法 随時、当院ホームページに掲載する。

質問への回答は、本要項を補完する内容とする。なお、質問事項すべてに対して回答ができるとは限らない。

## 11 プレゼンテーションおよびヒアリング審査

企画提案の審査については、書面審査のほか企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングによる審査を行なう。

(1) 実施日 平成 27年 6月 8日 (月)

(2) 場所 地方独立行政法人新小山市市民病院 別館2階会議室

(3) その他 詳細については、別途通知する。

## 12 審査方法および受託者の決定

提出された企画提案書とプレゼンテーション・ヒアリング結果をもとに、審査委員が評価基準に基づき審査・評価を行い、優先交渉権者を決定する。なお、同得点の場合は、当該者のクジ引きにより決定する。

ただし、優先交渉権者との交渉が整わない場合は、次点者と交渉を行う。この場合において次点者が同得点の場合は、当該者のクジ引きにより決定する。

### 1.3 審査結果の通知

審査結果は、平成27年6月10日（水）までにプロポーザル参加者全員に通知する。なお、審査内容に関する質疑には応じない。

### 1.4 その他留意事項

- (1) 提出された書類について、提出後の追加および変更は認めない。
- (2) 提出された書類の内容については、当事業者選定以外に利用することはない。
- (3) 提出された書類については一切返却しない。
- (4) 書類の作成、提出に関する一切の費用は参加者の負担とする。
- (5) 書類の内容に関して、確認または調査を行う場合がある。
- (6) 次の場合は応募を無効とする。
  - ア 提出書類等を提出期限までに提出しなかった場合
  - イ 提案内容に虚偽または不正がある場合
  - ウ 企画提案書提出時から契約書締結時までの間に、栃木県または栃木県内市町より入札参加資格停止措置を受けた場合
  - エ 会社更生法の適用を受けるなど、契約履行が困難と認められる状態に至った場合。
  - オ 選考審査に対し不当な要求等を申し入れた場合。
- (7) 次の場合は、選定事業者の内定を取り消す。
  - ア 選定から契約前までの間に選定事業者の諸般の事情変化等により企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと判断したとき。
  - ウ 応募資格を満たさないと判明したとき。
- (8) 手続において使用する言語、通貨および単位については、日本語、日本円、日本の標準時および計量法に定める単位に限る。

### 1.5 照会先

9に記載。